

令和4年度 文教委員会資料②

【議案第93号】

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和4年8月30日)

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前								
○川崎市スポーツセンター条例 昭和60年3月30日条例第21号							○川崎市スポーツセンター条例 昭和60年3月30日条例第21号								
別表（第12条関係）							別表（第12条関係）								
1 施設専用利用料							1 施設専用利用料								
種別			金額					種別			金額				
			午前	午後1	午後2	夜間	全日				午前	午後1	午後2	夜間	全日
			9時～12時	0時10分～3時10分	3時20分～6時20分	6時30分～9時30分	9時～9時30分				9時～12時	0時10分～3時10分	3時20分～6時20分	6時30分～9時30分	9時～9時30分
大 体 育 室	入 場 を 収 め ない 場 合	幸高津宮前多摩麻生 全面利用	7,620円	9,070円	10,160円	11,610円	34,360円	大 体 育 室	入 場 を 収 め ない 場 合	幸高津宮前多摩麻生 全面利用	6,930円	8,250円	9,240円	10,560円	31,240円
		幸高津宮前多摩麻生 半面利用	3,800円	4,530円	5,080円	5,800円	17,180円			幸高津宮前多摩麻生 半面利用	3,460円	4,120円	4,620円	5,280円	15,620円

改正後							改正前						
入場料徴収場 を徴す合	生						生						
	幸高津宮前多摩麻生	<u>22,860円</u>	<u>27,340円</u>	<u>30,610円</u>	<u>34,840円</u>	<u>103,330円</u>	幸高津宮前多摩麻生	<u>20,790円</u>	<u>24,860円</u>	<u>27,830円</u>	<u>31,680円</u>	<u>93,940円</u>	
	幸高津宮前麻生	<u>4,230円</u>	<u>4,960円</u>	<u>5,560円</u>	<u>6,290円</u>	<u>18,870円</u>	幸高津宮前麻生	<u>3,850円</u>	<u>4,510円</u>	<u>5,060円</u>	<u>5,720円</u>	<u>17,160円</u>	
	小体育室	<u>3,020円</u>	<u>3,500円</u>	<u>3,990円</u>	<u>4,590円</u>	<u>13,670円</u>	小体育室	<u>2,750円</u>	<u>3,190円</u>	<u>3,630円</u>	<u>4,180円</u>	<u>12,430円</u>	
	多摩	<u>1,080円</u>	<u>1,330円</u>	<u>1,570円</u>	<u>1,810円</u>	<u>5,320円</u>	多摩	<u>990円</u>	<u>1,210円</u>	<u>1,430円</u>	<u>1,650円</u>	<u>4,840円</u>	
第1 武道室	<u>1,080円</u>	<u>1,330円</u>	<u>1,570円</u>	<u>1,810円</u>	<u>5,320円</u>	第1 武道室	<u>990円</u>	<u>1,210円</u>	<u>1,430円</u>	<u>1,650円</u>	<u>4,840円</u>		
第2 武道室	<u>1,080円</u>	<u>1,330円</u>	<u>1,570円</u>	<u>1,810円</u>	<u>5,320円</u>	第2 武道室	<u>990円</u>	<u>1,210円</u>	<u>1,430円</u>	<u>1,650円</u>	<u>4,840円</u>		

改正後						
	摩					
	麻					
	生					
研修室	高					
	津	1,930円	1,930円	2,050円	2,540円	7,620円
	多					
	摩					
	麻					
	生					
第1研修室	幸	1,330円	1,450円	1,690円	1,930円	5,920円
	宮	1,930円	1,930円	2,050円	2,540円	7,620円
	前					
第2研修室	幸	960円	1,080円	1,210円	1,690円	4,590円
	宮	1,930円	1,930円	2,050円	2,540円	7,620円
	前					
第3研修室	幸	1,330円	1,450円	1,690円	1,930円	5,920円
種別		単位				金額
温水プール	多	1コース1回2時間まで				3,630円
	摩					
アーチェリー練習場	多	1回2時間まで				1,080円
	摩					
野球場	多	1回2時間まで				3,020円
	摩					
テニスコート	多	1面1回1時間まで				900円
	摩					
テニスコート照明施設	多	1面1回1時間まで				960円
	摩					

備考

改正前						
	摩					
	麻					
	生					
研修室	高					
	津	1,760円	1,760円	1,870円	2,310円	6,930円
	多					
	摩					
	麻					
	生					
第1研修室	幸	1,210円	1,320円	1,540円	1,760円	5,390円
	宮	1,760円	1,760円	1,870円	2,310円	6,930円
	前					
第2研修室	幸	880円	990円	1,100円	1,540円	4,180円
	宮	1,760円	1,760円	1,870円	2,310円	6,930円
	前					
第3研修室	幸	1,210円	1,320円	1,540円	1,760円	5,390円
種別		単位				金額
温水プール	多	1コース1回2時間まで				3,300円
	摩					
アーチェリー練習場	多	1回2時間まで				990円
	摩					
野球場	多	1回2時間まで				2,750円
	摩					
テニスコート	多	1面1回1時間まで				820円
	摩					
テニスコート照明施設	多	1面1回1時間まで				880円
	摩					

備考

改正後	改正前																		
<p>1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に大体育室、小体育室、第1武道室、第2武道室、研修室、第1研修室、第2研修室又は第3研修室（以下「大体育室等」という。）を利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>2 第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後9時30分から午前9時までの時間に限る。）に大体育室等を利用するときの施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>3 午前、午後1、午後2又は夜間の利用時間の区分内における大体育室等の利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第1項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p>	<p>1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に大体育室、小体育室、第1武道室、第2武道室、研修室、第1研修室、第2研修室又は第3研修室（以下「大体育室等」という。）を利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>2 第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後9時30分から午前9時までの時間に限る。）に大体育室等を利用するときの施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>3 午前、午後1、午後2又は夜間の利用時間の区分内における大体育室等の利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第1項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p>																		
<p>2 設備専用利用料</p>	<p>2 設備専用利用料</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スポーツ設備</td> <td>1組、1台、1枚、1面その他1単位 回</td> <td>1 1,210円</td> </tr> <tr> <td>その他設備</td> <td>1組、1キロワットその他1単位 回</td> <td>1 1,810円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	スポーツ設備	1組、1台、1枚、1面その他1単位 回	1 1,210円	その他設備	1組、1キロワットその他1単位 回	1 1,810円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スポーツ設備</td> <td>1組、1台、1枚、1面その他1単位 回</td> <td>1 1,100円</td> </tr> <tr> <td>その他設備</td> <td>1組、1キロワットその他1単位 回</td> <td>1 1,650円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	スポーツ設備	1組、1台、1枚、1面その他1単位 回	1 1,100円	その他設備	1組、1キロワットその他1単位 回	1 1,650円
種別	単位	金額																	
スポーツ設備	1組、1台、1枚、1面その他1単位 回	1 1,210円																	
その他設備	1組、1キロワットその他1単位 回	1 1,810円																	
種別	単位	金額																	
スポーツ設備	1組、1台、1枚、1面その他1単位 回	1 1,100円																	
その他設備	1組、1キロワットその他1単位 回	1 1,650円																	
<p>備考</p> <p>1 本表においては、午前、午後1、午後2及び夜間をそれぞれ1回として扱う。ただし、全日の利用時間の区分を単位として利用する場合は、3回として扱う。</p> <p>2 午前、午後1、午後2、夜間又は全日の利用時間の区分を単位とし</p>	<p>備考</p> <p>1 本表においては、午前、午後1、午後2及び夜間をそれぞれ1回として扱う。ただし、全日の利用時間の区分を単位として利用する場合は、3回として扱う。</p> <p>2 午前、午後1、午後2、夜間又は全日の利用時間の区分を単位とし</p>																		

改正後

て利用する場合以外の場合は、3時間までごとに、1回として扱う。

3 個人利用料

種別		金額			
		午前	午後1	午後2	夜間
		9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分
大体育室 小体育室 第1 武道室 第2 武道室	6歳以上18歳未満の者 18歳以上の学生	120円	120円	120円	120円
	18歳以上の者（学生を除く。）	240円	240円	240円	240円
種別		基本料金		超過料金	
トレーニング室	12歳以上18歳未満の者（小学生を除く。） 18歳以上の学生	1人1回3時間まで		超過時間30分までごとに 120円	
	18歳以上の者（学生を除く。）	1人1回3時間まで		超過時間30分までごとに 240円	
温水プール	3歳以上15歳未満の者 15歳以上の中学生	1人1回2時間まで		超過時間30分までごとに 240円	
	15歳以上の	1人1回2時間まで		超過時間30分までごとに 60円	

改正前

て利用する場合以外の場合は、3時間までごとに、1回として扱う。

3 個人利用料

種別		金額			
		午前	午後1	午後2	夜間
		9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分
大体育室 小体育室 第1 武道室 第2 武道室	6歳以上20歳未満の者 20歳以上の学生	110円	110円	110円	110円
	20歳以上の者（学生を除く。）	220円	220円	220円	220円
種別		基本料金		超過料金	
トレーニング室	12歳以上20歳未満の者（小学生を除く。） 20歳以上の学生	1人1回3時間まで		超過時間30分までごとに 110円	
	20歳以上の者（学生を除く。）	1人1回3時間まで		超過時間30分までごとに 220円	
温水プール	3歳以上15歳未満の者 15歳以上の中学生	1人1回2時間まで		超過時間30分までごとに 220円	
	15歳以上の	1人1回2時間まで		超過時間30分までごとに 55円	

改正後				改正前			
	者（中学生 を除く。）	<u>600円</u>	に <u>150円</u>		者（中学生 を除く。）	<u>550円</u>	に <u>137円</u>